

7土第201号
令和7年8月8日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の
徹底等について（通知）

このことについて、従来から貴団体傘下の建設業者等に対する指導をお願いしているところですが、引き続き資材や原油等の価格高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される夏期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対しては、その経営の安定性・健全性を確保するため、適切な代金支払い等を確保できるよう十分な配慮が必要です。

元請下請間の不適正な取引等の行為は、建設業法違反のおそれがあるとともに、ダンピング受注や技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、ひいては建設業における担い手の確保や育成を困難にする原因にもなりうるものです。

さらに、昨今、建設業者の不十分な施工管理等に起因した工事事故が発生していることから、工事の施工に当たり労働災害等を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設企業の基本的責務である建設工事の適正な施工の徹底が一層強く求められているところです。

一方、第213回通常国会においては、通常必要な労務費の額を著しく下回る見積提出や請負契約の締結を禁止する規定や、請負契約の変更協議の円滑化等に関する規定等を新たに定める「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和6年6月14日に公布され、原則として同日から1年半以内に施行することとされています。

また、公共工事設計労務単価について、国土交通省では時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映して設計した新単価を本年3月から適用しており、本県においても同様に新単価を本年3月から適用しています。

建設産業を巡る共通の課題である工事の品質確保には、技能労働者の確保・育成が不可欠であり、今後も継続して賃金を引き上げること、さらにそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続される環境整備を図ることが必要となることから、あらゆる工事において、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要となります。

ついては、関係法令や指針等の遵守について、貴団体傘下の建設業者等の現場事務所まで周知徹底いただきますよう、格段の指導をお願いいたしますとともに、下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び代金支払の適正化並びに施工管理のより一層の徹底等について、引き続き指導いただきますようお願いいたします。

愛媛県土木部土木管理局
土木管理課 契約・建設業グループ
電話：089-912-2643
E-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp